

地域安全ニュース

(R2 6/1~6/30の事件・事故など)

■お問い合わせ
木古内町防犯協会 (役場内)
☎01392-2-3131
木古内警察署
☎01392-2-4110

『交通安全情報』

◆◆妨害運転に対する罰則の創設◆◆
令和2年6月30日施行

①妨害運転(交通の危険のおそれ)
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の道
路(※下記参照) 行為であつて、当該他の車両等
に道路における交通の危険を生じさせるおそれ
ある方法によるものをした場合。



3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数25点

免許取消し
(欠格期間2年)

②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よつて高速自動車国道等におい
て他の自動車を停止させ、その他道路における著
しい交通の危険を生じさせた場合。



5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

違反点数35点

免許取消し
(欠格期間3年)

あおり運転 犯罪!!免許取消!!

●思いやり・ゆずり合いの運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

『交通事故関係』

先月の朝方、木古内町幸連の国道上で、町内方面へと向かう車両が対向車線側にはみ出して対向車と正面衝突し、対向車の運転手が骨折等の重傷

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



◎交通事故関係

釣りなどを行う際は、釣つていい期間なのか、禁止区域ではないのか、漁具や釣り方に問題がないのか、自分の責任で確認した上で、ルール・マナーを守って釣りを楽しみましょう。
※木古内町は、9月1日から12月10日までの間、亀川河口付近がさけ・ます採捕の禁止区域となっています。禁止区域は海岸線に設置された標柱で確認することができます。

『密漁は犯罪です』

ウニ・ナマコ・アワビなど漁業権の設定されているものを許可なく採ることは『密漁』として罰せられる場合がありますので絶対にやめましょう。また、禁止されている漁具や漁法を使用した採捕も密漁です。代表的なものが、サケやイカなどを針にひっかける、いわゆるひっかけ釣りです。6月末時点で、木古内警察署では1件のひっかけ釣りによる密漁事件を検挙しています。

密漁は、限りある水産資源を守るために禁止されており、法律を知らなかったでは済まされません。

- 物損事故 8件
- 人身事故 1件

- 木古内町 5件
- 知内町 4件
- 内訳 車×車 8件 車単独事故 1件